

介護保険制度のしくみ

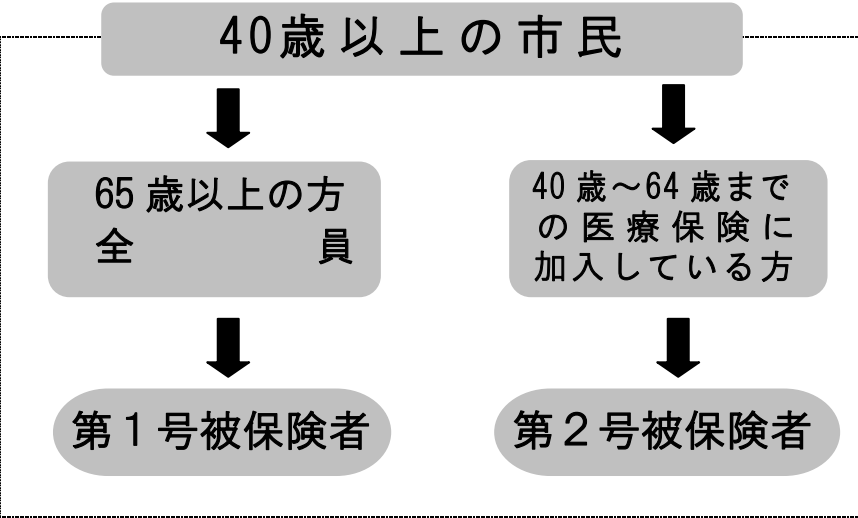
保 険 者

紋 別 市

紋別市が保険者として、介護保険を運営します。
※他市町村へ転出した場合は、転出先市町村の介護保険に加入します。

加入する人

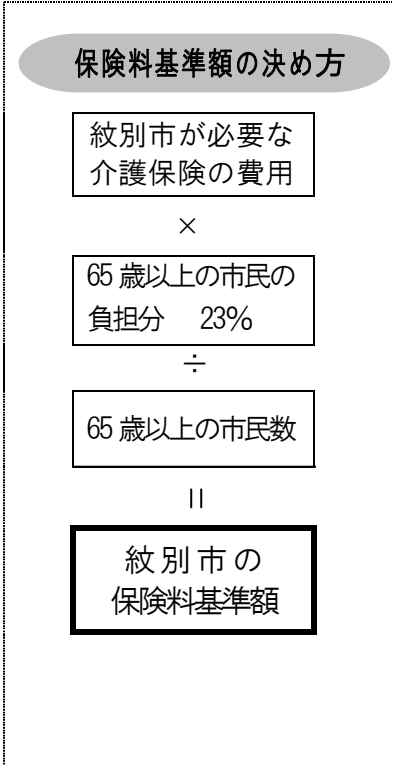
◆被保険者証の交付◆
第1号被保険者全員に介護保険被保険者証が交付されます。
※第2号被保険者は介護認定を受けたときや本人からの交付申請があった場合に交付されます。



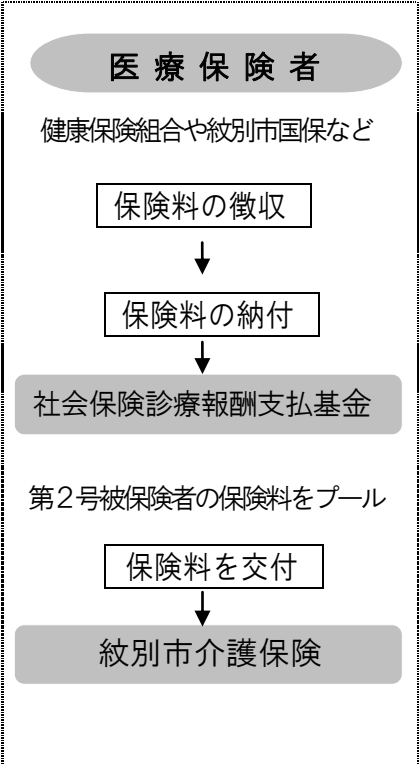
保 険 料

◆保険料の区分◆
第1号被保険者の保険料は、低所得者の負担が重くならないよう、所得の状況により、保険料基準額を基本として10段階に区分され、決定します。
第1段階＝基準額×0.45
第2段階＝基準額×0.60
第3段階＝基準額×0.75
第4段階＝基準額×0.90
第5段階＝基準額×1.00
第6段階＝基準額×1.20
第7段階＝基準額×1.30
第8段階＝基準額×1.50
第9段階＝基準額×1.70
第10段階＝基準額×1.90

紋別市へ納付



医療保険と合わせて納付



サービス利用

◆16種類の病気◆

- ①筋萎縮性側索硬化症
- ②後縦靭帯骨化症
- ③骨折を伴う骨粗しょう症
- ④多系統萎縮症
- ⑤初老期における認知症
 - ・アルツハイマー病
 - ・ピック病
 - ・脳血管性認知症
 - ・クロイツフェルト・ヤコブ病など
- ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦脊柱管狭窄症
- ⑧早老症
- ⑨糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症
- ⑩脳血管疾患
 - ・脳出血
 - ・脳梗塞など
- ⑪進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病
- ⑫閉塞性動脈硬化症
- ⑬関節リウマチ
- ⑭慢性閉塞性肺疾患
 - ・肺気腫
 - ・慢性気管支炎
 - ・気管支ぜんそく
 - ・びまん性汎細気管支炎
- ⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑯がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

第1号被保険者



原因のいかんを問わずに介護が必要な状態



要介護（支援）認定

◆要介護状態 要介護1～5
ねたきりや認知症などにより、入浴・排せつ・食事などの日常生活動作について常に介護が必要な状態

◆要支援状態 要支援1～2
常時の介護までは必要ないが、家事や身じたくなどの日常生活について支援が必要な状態

第2号被保険者



初老期の認知症や脳卒中などの老化に伴う病気（16種類）が原因で介護が必要な状態



介護保険サービスの利用

自分に合った
自分の希望す

在宅サービス

施設サービス

利用料負担

被保険者の所得に応じて、かかった費用の1割～3割を負担

※利用者負担については、P19をご参照下さい。

